

上尾市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第25号

上尾市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則

上尾市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年上尾市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「別表第1に掲げる単位数」を「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。第4号において「基準告示」という。）別表1により算定された単位数」に改め、同項第2号中「別表第2」を「別表第1」に改め、同項第3号中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項第4号中「別表第4に掲げる単位数」を「基準告示別表2により算定された単位数」に改め、同項第5号中「別表第5」を「別表第3」に改め、同項第6号中「別表第6」を「別表第4」に改め、同項第7号中「別表第7」を「別表第5」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第6条関係）

訪問型サービスAに要する費用の額の算定に係る単位数

費用区分		単位数
1	訪問型サービスAに要する費用（30分以内）	183単位
2	訪問型サービスAに要する費用（31分～60分）	247単位
3	初回加算	200単位
4	訪問型サービスAに要する費用（30分以内） 高齢者虐待防止未実施減算	181単位
5	訪問型サービスAに要する費用（31分～60分） 高齢者虐待防止未実施減算	245単位
6	訪問型サービスA I 処遇改善加算 I	45単位
7	訪問型サービスA I 処遇改善加算 II	41単位
8	訪問型サービスA I 処遇改善加算 III	33単位
9	訪問型サービスA I 処遇改善加算 IV	27単位

10	訪問型サービスAⅠ処遇改善加算V1	40単位
11	訪問型サービスAⅠ処遇改善加算V2	38単位
12	訪問型サービスAⅠ処遇改善加算V3	37単位
13	訪問型サービスAⅠ処遇改善加算V4	34単位
14	訪問型サービスAⅠ処遇改善加算V5	34単位
15	訪問型サービスAⅠ処遇改善加算V6	30単位
16	訪問型サービスAⅠ処遇改善加算V7	30単位
17	訪問型サービスAⅠ処遇改善加算V8	29単位
18	訪問型サービスAⅠ処遇改善加算V9	26単位
19	訪問型サービスAⅠ処遇改善加算V10	25単位
20	訪問型サービスAⅠ処遇改善加算V11	22単位
21	訪問型サービスAⅠ処遇改善加算V12	22単位
22	訪問型サービスAⅠ処遇改善加算V13	18単位
23	訪問型サービスAⅠ処遇改善加算V14	14単位
24	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算Ⅰ	61単位
25	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算Ⅱ	55単位
26	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算Ⅲ	45単位
27	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算Ⅳ	36単位
28	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算V1	55単位
29	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算V2	51単位
30	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算V3	49単位
31	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算V4	46単位
32	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算V5	45単位
33	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算V6	40単位
34	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算V7	40単位
35	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算V8	39単位
36	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算V9	35単位
37	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算V10	34単位
38	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算V11	30単位
39	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算V12	29単位
40	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算V13	25単位
41	訪問型サービスAⅡ処遇改善加算V14	19単位

別表第2（第6条関係）

訪問型サービスCに要する費用の額の算定に係る単位数

	費用区分	単位数
1	訪問型サービスCに要する費用	720単位
2	訪問型サービスC（短期集中） 高齢者虐待防止未実施減算	713単位
3	訪問型サービスC処遇改善加算Ⅰ	176単位
4	訪問型サービスC処遇改善加算Ⅱ	161単位
5	訪問型サービスC処遇改善加算Ⅲ	131単位
6	訪問型サービスC処遇改善加算Ⅳ	104単位
7	訪問型サービスC処遇改善加算V1	159単位
8	訪問型サービスC処遇改善加算V2	150単位
9	訪問型サービスC処遇改善加算V3	144単位

1 0	訪問型サービスC 処遇改善加算 V 4	1 3 5 単位
1 1	訪問型サービスC 処遇改善加算 V 5	1 3 2 単位
1 2	訪問型サービスC 処遇改善加算 V 6	1 1 7 単位
1 3	訪問型サービスC 処遇改善加算 V 7	1 1 7 単位
1 4	訪問型サービスC 処遇改善加算 V 8	1 1 4 単位
1 5	訪問型サービスC 処遇改善加算 V 9	1 0 2 単位
1 6	訪問型サービスC 処遇改善加算 V 1 0	1 0 0 単位
1 7	訪問型サービスC 処遇改善加算 V 1 1	8 7 単位
1 8	訪問型サービスC 処遇改善加算 V 1 2	8 5 単位
1 9	訪問型サービスC 処遇改善加算 V 1 3	7 2 単位
2 0	訪問型サービスC 処遇改善加算 V 1 4	5 5 単位

別表第3（第6条関係）

通所型サービスAに要する費用の額の算定に係る単位数

費用区分		単位数
1	通所型サービスA I に要する費用	3 7 4 単位
2	通所型サービスA I 高齢者虐待防止未実施減算又は業務継続計画未 策定減算	3 7 0 単位
3	通所型サービスA I 高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未 策定減算	3 6 7 単位
4	通所型サービスA I（9割）介護職員処遇改善 加算 I	3 4 単位
5	通所型サービスA I（9割）介護職員処遇改善 加算 II	3 4 単位
6	通所型サービスA I（9割）介護職員処遇改善 加算 III	3 0 単位
7	通所型サービスA I（9割）介護職員処遇改善 加算 IV	2 4 単位
8	通所型サービスA I（9割）介護職員処遇改善 加算 V 1	3 0 単位
9	通所型サービスA I（9割）介護職員処遇改善 加算 V 2	2 8 単位
1 0	通所型サービスA I（9割）介護職員処遇改善 加算 V 3	3 0 単位
1 1	通所型サービスA I（9割）介護職員処遇改善 加算 V 4	2 8 単位
1 2	通所型サービスA I（9割）介護職員処遇改善 加算 V 5	2 4 単位
1 3	通所型サービスA I（9割）介護職員処遇改善 加算 V 6	2 4 単位
1 4	通所型サービスA I（9割）介護職員処遇改善 加算 V 7	2 1 単位
1 5	通所型サービスA I（9割）介護職員処遇改善 加算 V 8	2 6 単位

16	通所型サービスA I (9割) 介護職員処遇改善 加算V9	20単位
17	通所型サービスA I (9割) 介護職員処遇改善 加算V10	17単位
18	通所型サービスA I (9割) 介護職員処遇改善 加算V11	20単位
19	通所型サービスA I (9割) 介護職員処遇改善 加算V12	16単位
20	通所型サービスA I (9割) 介護職員処遇改善 加算V13	16単位
21	通所型サービスA I (9割) 介護職員処遇改善 加算V14	12単位
22	通所型サービスA I (8割) 介護職員処遇改善 加算I	34単位
23	通所型サービスA I (8割) 介護職員処遇改善 加算II	34単位
24	通所型サービスA I (8割) 介護職員処遇改善 加算III	30単位
25	通所型サービスA I (8割) 介護職員処遇改善 加算IV	24単位
26	通所型サービスA I (8割) 介護職員処遇改善 加算V1	30単位
27	通所型サービスA I (8割) 介護職員処遇改善 加算V2	28単位
28	通所型サービスA I (8割) 介護職員処遇改善 加算V3	30単位
29	通所型サービスA I (8割) 介護職員処遇改善 加算V4	28単位
30	通所型サービスA I (8割) 介護職員処遇改善 加算V5	24単位
31	通所型サービスA I (8割) 介護職員処遇改善 加算V6	24単位
32	通所型サービスA I (8割) 介護職員処遇改善 加算V7	21単位
33	通所型サービスA I (8割) 介護職員処遇改善 加算V8	26単位
34	通所型サービスA I (8割) 介護職員処遇改善 加算V9	20単位
35	通所型サービスA I (8割) 介護職員処遇改善 加算V10	17単位
36	通所型サービスA I (8割) 介護職員処遇改善 加算V11	20単位
37	通所型サービスA I (8割) 介護職員処遇改善 加算V12	16単位
38	通所型サービスA I (8割) 介護職員処遇改善 加算V13	16単位

39	通所型サービスA I (8割) 介護職員処遇改善 加算V 1 4	1 2 単位
40	通所型サービスA I (7割) 介護職員処遇改善 加算 I	3 4 単位
41	通所型サービスA I (7割) 介護職員処遇改善 加算 II	3 4 単位
42	通所型サービスA I (7割) 介護職員処遇改善 加算 III	3 0 単位
43	通所型サービスA I (7割) 介護職員処遇改善 加算 IV	2 4 単位
44	通所型サービスA I (7割) 介護職員処遇改善 加算 V 1	3 0 単位
45	通所型サービスA I (7割) 介護職員処遇改善 加算 V 2	2 8 単位
46	通所型サービスA I (7割) 介護職員処遇改善 加算 V 3	3 0 単位
47	通所型サービスA I (7割) 介護職員処遇改善 加算 V 4	2 8 単位
48	通所型サービスA I (7割) 介護職員処遇改善 加算 V 5	2 4 単位
49	通所型サービスA I (7割) 介護職員処遇改善 加算 V 6	2 4 単位
50	通所型サービスA I (7割) 介護職員処遇改善 加算 V 7	2 1 単位
51	通所型サービスA I (7割) 介護職員処遇改善 加算 V 8	2 6 単位
52	通所型サービスA I (7割) 介護職員処遇改善 加算 V 9	2 0 単位
53	通所型サービスA I (7割) 介護職員処遇改善 加算 V 1 0	1 7 単位
54	通所型サービスA I (7割) 介護職員処遇改善 加算 V 1 1	2 0 単位
55	通所型サービスA I (7割) 介護職員処遇改善 加算 V 1 2	1 6 単位
56	通所型サービスA I (7割) 介護職員処遇改善 加算 V 1 3	1 6 単位
57	通所型サービスA I (7割) 介護職員処遇改善 加算 V 1 4	1 2 単位

別表第4 (第6条関係)

通所型サービスCに要する費用の額の算定に係る単位数

費用区分		単位数
1	通所型サービスCに要する費用	4 4 9 単位
2	通所型サービスC (短期集中) 高齢者虐待防止未実施減算又は業務継続計画未 策定減算	4 4 5 単位

3	通所型サービスC（短期集中） 高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定減算	440単位
4	通所型サービスC（短期集中）処遇改善加算Ⅰ	41単位
5	通所型サービスC（短期集中）処遇改善加算Ⅱ	40単位
6	通所型サービスC（短期集中）処遇改善加算Ⅲ	36単位
7	通所型サービスC（短期集中）処遇改善加算Ⅳ	29単位
8	通所型サービスC（短期集中）処遇改善加算Ⅴ 1	36単位
9	通所型サービスC（短期集中）処遇改善加算Ⅴ 2	34単位
10	通所型サービスC（短期集中）処遇改善加算Ⅴ 3	35単位
11	通所型サービスC（短期集中）処遇改善加算Ⅴ 4	33単位
12	通所型サービスC（短期集中）処遇改善加算Ⅴ 5	29単位
13	通所型サービスC（短期集中）処遇改善加算Ⅴ 6	28単位
14	通所型サービスC（短期集中）処遇改善加算Ⅴ 7	25単位
15	通所型サービスC（短期集中）処遇改善加算Ⅴ 8	31単位
16	通所型サービスC（短期集中）処遇改善加算Ⅴ 9	24単位
17	通所型サービスC（短期集中）処遇改善加算Ⅴ 10	20単位
18	通所型サービスC（短期集中）処遇改善加算Ⅴ 11	24単位
19	通所型サービスC（短期集中）処遇改善加算Ⅴ 12	19単位
20	通所型サービスC（短期集中）処遇改善加算Ⅴ 13	20単位
21	通所型サービスC（短期集中）処遇改善加算Ⅴ 14	15単位

別表第5（第6条関係）

第一号介護予防支援事業に要する費用の額の算定に係る単位数

	費用区分	単位数
1	介護予防ケアマネジメントⅠ（原則的な介護予防ケアマネジメント）	442単位
2	介護予防ケアマネジメントⅠ 高齢者虐待防止措置未実施減算又は業務継続計画未策定減算	438単位
3	介護予防ケアマネジメントⅠ 高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計	434単位

	画未策定減算	
4	介護予防ケアマネジメントⅡ（簡略化した介護予防ケアマネジメント）	342単位
5	介護予防ケアマネジメントⅡ 高齢者虐待防止措置未実施減算又は業務継続計画未策定減算	338単位
6	介護予防ケアマネジメントⅡ 高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算	334単位
7	介護予防ケアマネジメントⅢ（初回のみ介護予防ケアマネジメント）	442単位
8	介護予防ケアマネジメントⅢ 高齢者虐待防止措置未実施減算又は業務継続計画未策定減算	438単位
9	介護予防ケアマネジメントⅢ 高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算	434単位
10	初回加算	300単位
11	委託連携加算	300単位

備考

- 1 介護予防ケアマネジメント費の算定は、要支援状態区分が要支援1又は要支援2である者及び事業対象者を対象とする。
- 2 初回加算については、介護予防ケアマネジメントⅢには加算することができない。
- 3 委託連携加算については、介護予防ケアマネジメントⅡ及びⅢに加算することはできない。

別表第6及び別表第7を削る。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第21条関係）

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

	区 分	新規・変更
被 保 険 者 氏 名	被 保 険 者 番 号	
フリガナ		
	個 人 番 号	
	生 年 月 日	
	明・大・昭 年 月 日	
介護予防サービス計画の作成等を依頼（変更）する介護予防支援事業者 又は介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター		
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)名	介護予防支援事業所(地域包括支援センター)の所在地	
	〒	
	電話番号	
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)番号	サービス開始(変更)年月日 (介護予防ケアマネジメント依頼書作成年月日)	
	令和 年 月 日より	
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)を変更する場合の事由等		
※介護予防支援事業所(地域包括支援センター)を変更する場合のみ記入してください。		
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。		
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)名	介護予防支援事業所(地域包括支援センター)の所在地	
	〒	
事業所番号		
	電話番号	
(介護予防)小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無		
居宅サービス等の利用 <input type="checkbox"/> あり (利用したサービス:) <input type="checkbox"/> なし		
※小規模多機能型居宅介護の利用前の居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く。)及び地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護(短期利用型を除く。))地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)の利用の有無を記入してください。(介護予防を含む。)		

(宛先) 上尾市長	
上記の介護予防支援事業者または地域包括支援センターに介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。	
年 月 日	
住 所	
被保険者	
氏 名	電話番号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の上尾市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則第3号様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、この規則による改正後の上尾市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則第3号様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。